

平成27年における労働災害発生状況

概況

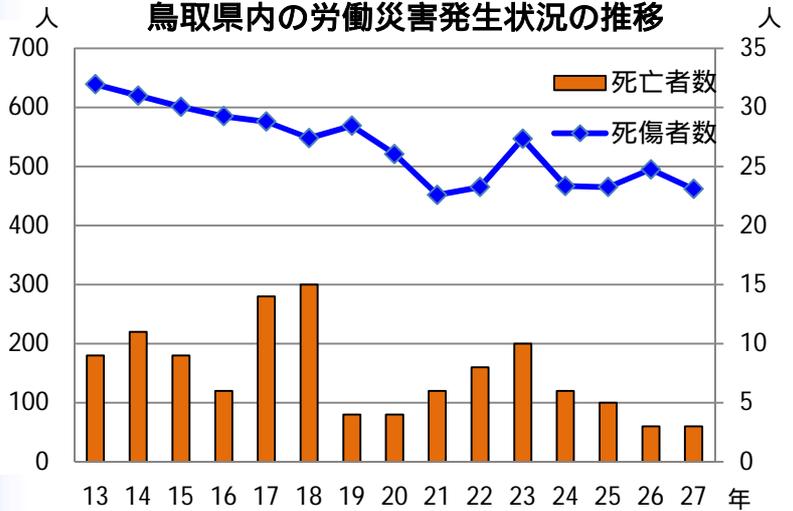
平成27年に発生した鳥取労働局管内事業場における休業4日以上労働災害被災者数は462人であり前年の495人から33人(6.7%)減少しました。

業種別の発生状況では、製造業が最も多く101人、次いで建設業73人、卸・小売業66人、保健衛生業46人等となっており、また、事故の型別では「転倒」が最も多く110人、次いで「墜落・転落」96人、「はさまれ・巻き込まれ」63人等となっています。

なお、「業種別」や「事故の型別」の発生状況は、前年とほぼ同じ傾向です。

労働災害による死亡者は、前年と同数の3人で、林業が2人、道路貨物運送業が1人でした。なお、林業の死亡災害は、いずれも伐木作業中に発生したものでした。

鳥取県内の労働災害発生状況の推移



業種別の特徴

製造業 「はさまれ・巻き込まれ」が29人(28.7%)、「転倒」が19人(18.8%)となっています。

また、製造業のうち食品料品製造業が最も多く44人で製造業全体の43.6%を占めています。

建設業 「墜落・転落」が25人(34.2%)で、このうち「仮設物・建設物・構築物」からの「墜落・転落」が13人(52.0%)です。

工事別では「建築工事」で36人(49.3%)、「土木工事」で28人(38.4%)となっています。

卸・小売業 被災者数は、卸売業の15人に対して小売業は51人であり、卸・小売業のうち77.3%を小売業が占めています。また、小売業では「転倒」による被災者が16人(31.4%)で、このうち11人(68.8%)が50歳以上でした。

保健衛生業 被災者数46人のうち社会福祉施設が37人(80.4%)を占めています。また、社会福祉施設では「転倒」による被災者が20人(54.1%)で、このうち14人(70.0%)が50歳以上でした。

メンタルヘルス対策は事業者の責任です！

事業者にとってメンタルヘルス対策は、働く人の心身の健康を確保するうえで最も重要な取組みの一つであり、労働者の方々も関心を持っていただくことが大切です。

メンタルヘルス対策の実施事項の例を右の表に示しますので、できるところから始めましょう。

このうち、ストレスチェックについては、常時使用する労働者数が50人以上の事業場については平成27年12月1日から実施が義務化されました。

実施事項の例

- ・ ストレスチェックを行う。
- ・ メンタルヘルス対策について衛生委員会で調査審議を行う。
- ・ 「心の健康づくり計画」を策定する。
- ・ メンタルヘルスケアの推進を担当する者を定める。
- ・ 労働者への教育研修・情報提供を行う。
- ・ 管理監督者への教育研修・情報提供を行う。
- ・ メンタルヘルスに係る職場環境等の把握、評価、改善を行う。
- ・ 社内のメンタルヘルスケア相談窓口を設ける。

ストレスチェックの実施がはじまっています

ストレスチェック制度は、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団的に分析し、職場環境の改善につなげる取組みです。

労働者にとっての意義

- 1 ストレスチェックを受けることで、自らのストレスの状態や原因を知る。
- 2 実施者から必要なアドバイスを受け、ストレスへの対処(セルフケア)のきっかけにする。
- 3 高ストレスの場合、面接指導を受けることで、就業上の措置につなげる。
- 4 ストレスチェック結果が職場ごとに分析されれば、職場改善にも結びつく。

事業者にとっての意義

- 1 集団分析の結果等を基に就業上の措置を講じることで労働者がメンタルヘルス不調になることを未然に防止できる。
- 2 職場の問題点の把握が可能となり、職場改善の具体的な検討がしやすくなる。
- 3 労働者のストレスが軽減され、職場の改善が進むことで、労働生産性の向上など、経営面でのプラス効果も期待できる。

化学物質リスクアセスメントの実施について

労働安全衛生法が改正され、一定の危険有害性のある化学物質（640）について、事業場におけるリスクアセスメントが義務付けられるとともに、譲渡提供時に容器などへのラベル表示が義務付けられました。（平成28年6月1日施行）

リスクアセスメントの実施時期（該当する場合に実施します。）

< 法律上の実施義務 >

1. 対象物を原材料などとして**新規に採用**したり、**変更したり**するとき
2. 対象物を製造し、または取り扱う業務の**作業の方法や作業手順を新規に採用したり変更したり**するとき
3. 前の2つに掲げるもののほか、対象物による**危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあったり**するとき
（新たな危険有害性の情報が、SDSなどにより提供された場合など）

リスクアセスメント実施に関する情報

厚生労働省ホームページ『職場のあんぜんサイト』のリスクアセスメント実施支援システム（コントロールバンディング）をご活用ください。

リスクアセスメント実施に対する相談窓口、専門家による支援

鳥取産業保健総合支援センターでは、事業場の要望により訪問による化学物質のリスクアセスメントの実施について無料で支援を行っています。

支援の申し込みについては、センターのホームページ（<http://www.tottoris.johas.go.jp>）
電話：0857-25-3431）等から申し込みいただけます。

その他にも平成28年度厚生労働省「ラベル・SDS活用促進事業」でも中小企業を対象とした化学物質のリスクアセスメントの訪問支援を行っています。（テクノヒル（株）ホームページよりお申し込みください。<http://www.technohill.co.jp>）

リスクアセスメントの流れ

リスクアセスメントは以下のような手順で進めます。



リスクアセスメント



安全衛生優良企業公表制度

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。

この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。

基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。



認定マーク



労働者、企業、求職者にとっても、安全で安心して働くことができる労働環境を目指して
- **安全衛生優良企業認定を受けませんか？**

「安全衛生優良企業公表制度」の厚生労働省ホームページ

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html

Q. 安全衛生優良企業に認定されると、どのようなメリットがありますか？

- A. 認定を受けると、認定マークを利用し、健康・安全・働きやすい優良企業であることを有効に求職者や一般の者に対してPRできたり、優良マークを広報、商品に使用し、取引先や求職者に対してPRできます。厚生労働省は、この制度を積極的にPRするとともに、企業名を厚生労働省のホームページに公表し、優良企業の認知度を高めるほか、調達における一般競争入札で加点評価されるなど、インセンティブの検討を続けていきます。

Q. 安全衛生優良企業に認定された場合、求職者へのアピールはどのように行えますか？

- A. 例えば、企業の求人ホームページや就職サイトのページ、その他各種求人活動における従業員の募集にあたって使用する広告や文書に「安全衛生優良企業」である旨を記載いただいたり、マークを掲載していただき、求職者へのアピールをしていただけます。

安全衛生のしおりについては、鳥取労働局 労働基準部 健康安全課にお問い合わせください。

電話 0857(29)1704 鳥取市富安2丁目89-9

安全衛生に関するお問い合わせには各労働基準監督署でも対応いたします。

鳥取労働基準監督署 0857(24)3211 倉吉労働基準監督署 0858(22)6274 米子労働基準監督署 0859(34)2231

安全「見える化」とっとり運動

— 安全「見える化」は、労働安全衛生法等関係法令の規定を講じた上での活動です。 —

(法令の規定によってカバーや手すりの設置が義務付けられている箇所には、所定の措置を講じなければなりません。)

鳥取労働局では、「労働災害の更なる減少」を図るため、自主的な安全衛生活動として、特に安全の「見える化」の普及促進に努めています。

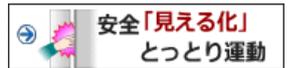
私たちが五感から入手する外部情報の割合は、目(視覚)が83%、耳(聴覚)11%、皮膚(触覚)3%、舌(味覚)2%、鼻(臭覚)1%といわれるように、視覚から最も多くの情報を入手します。

安全の「見える化」は、職場にひそむ危険を表示するなどにより目に見える形にする効果的な安全衛生活動の取り組みです。

「安全衛生情報」や「安全衛生活動情報」、「危険を防止するための情報」を「見える化」しましょう！

3つの観点で事例を挙げますので、見える化の参考にしてください。
 ▶ は文章例で、写真は鳥取労働局ホームページから引用したものです。

詳しくは、鳥取労働局のトップページにあるバナーから



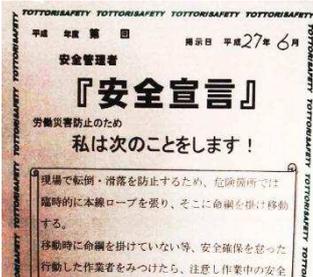
安全衛生情報



- ▶ 企業トップの安全衛生の決意 — 「安全で安心して働ける職場を造ろう！」
- ▶ 「トラブルが発生しても「作業手順」を必ず守ろう！ 勝手な判断は厳禁！」
- ▶ 「 日 曜日午前 時から工事のため、中央通路は通行禁止、迂回路は南側通路とします。」
- ▶ 新入社員、立入禁止箇所、安全通路、責任者などの明示。
- ▶ 「 月 日健康診断を で行います。」



安全衛生活動情報



- ▶ 時 分 職場で一斉安全朝礼を実施。
- ▶ 毎月第1金曜日は安全衛生点検の日です。
- ▶ 毎週金曜日はヒヤリ・ハット情報の提出日です。
- ▶ 5S活動(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)の推進。
- ▶ 進めよう！KY活動と指差呼称。
- ▶ リスクアセスメントの実施結果は 日までに工場長に。
- ▶ 月の安全衛生委員会の議事概要をお知らせします。

危険を防止するための情報



危険箇所や危険・有害作業について、予想される多くの危険をドンドン見える化していきましょう！

- ▶ 機械作業 「挟まれ注意!」、「停止確認後修理ヨシ!」
- ▶ 運搬機械 「激突注意!」、「転落注意!」、「車両点検!」
- ▶ 階段・通路 「転落事故現場です」、「段差あり転倒注意!」
- ▶ 化学物質 「SDSの確認を!」、「保護具着用ヨシ!」
- ▶ 高所作業 「安全帯未着用者立入禁止!」、「保護帽着用!」
- ▶ 重量物の取扱い 「リフター使用を」



手洗いミスの発生部位



転倒災害防止対策を推進しましょう

転倒災害の種類は、大きく「滑り」、「つまずき」、「踏み外し」の3種類に分けられます。

「滑り」の主な原因には、床に滑りやすい素材が使用されている状態、床に水や油が飛散している状態、床にビニールや紙などの滑りやすい異物が落ちている状態など、「つまずき」の主な原因には、床に段差や凹凸がある状態、床に荷物や商品などを放置している状態など、「踏み外し」の主な原因には、大きな荷物を抱えるなど足元が見えない状態などがあり、いずれの場合もこれらの原因を認識していないときに災害が発生しています。

このため、転倒災害を防止するポイントとして、「4S（整理、整頓、清掃、清潔）」の実施や「転倒しにくい作業方法」を実践しましょう。

また、作業に適した靴を着用し、転倒災害の危険がある場所を「見える化」するなどにより危険情報を共有しましょう。

| 4S (整理・整頓・清掃・清潔) | 転倒しにくい作業方法 「あせらない急ぐときほど 落ち着いて」 | その他の対策 |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 歩行場所に物を放置しない 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く 床面の凹凸、段差などの解消  | <ul style="list-style-type: none"> 時間に余裕を持って行動 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 足元が見えにくい状態で作業しない  | <ul style="list-style-type: none"> 作業に適した靴の着用 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起  |

STOP! 転倒災害プロジェクト



STOP! 転倒災害
プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、労働災害の中で最も件数が多い転倒災害を撲滅するため「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。

事業場においては、職場の転倒災害防止対策を推進していただくとともに、重点期間（1月、6月）には、チェックリストを活用した総点検を行い、安全委員会などでの調査審議を経て、職場環境の改善を図ってください。

なお、厚生労働省のホームページに「STOP! 転倒災害プロジェクト」特設サイトを開設して、転倒災害を防ぐための対策や好事例、転倒防止に有益な保護具の紹介など、各種の情報提供を行っていますので活動の参考としてください。（転倒災害を防ぐための対策や好事例の紹介、転倒防止に有益な保護具の紹介、転倒災害の知識を養うためのセミナー、教育用教材の紹介などの情報を提供しています。）

また、中央労働災害防止協会をはじめとした労働災害防止団体などでは、このプロジェクトの推進に役立つ情報の発信、セミナーの開催、専門家による安全衛生指導などを行っています。

雇入れ時教育は重要です

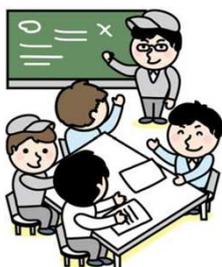
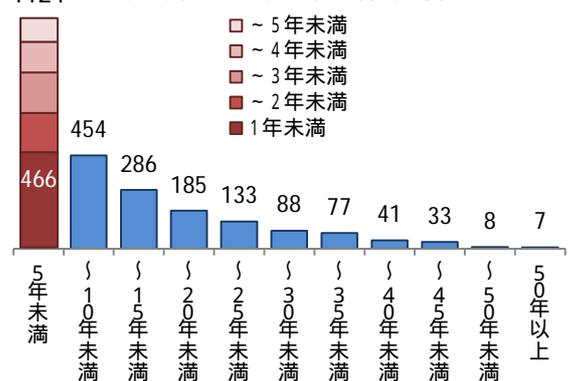
過去5年間に鳥取労働局管内で発生した休業4日以上労働災害を分析すると、経験期間が5年未満の者の被災者数は1,124人で、他の5年ごとの経験期間の被災者数に比べて著しく突出しており、5年以上10年未満の454人に比べ2.5倍多く発生しています。

また、経験期間が5年未満の者のうち、1年未満の者は466人であり、5年以上10年未満の者より多くなっています。

このことから、労働災害は経験の浅い者ほど多く発生していることがわかります。

労働安全衛生規則第35条には、「事業者は、労働者を雇入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。」規定とされています。

1124 過去5年間の経験期間別被災者数



- 1 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 2 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 3 作業手順に関すること。
- 4 作業開始時の点検に関すること。
- 5 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 6 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- 7 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- 8 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

以上のことから、雇入れ時又は作業内容変更時の安全衛生教育は極めて重要です。機械、設備、原材料などの取扱い方法及び作業手順、保護具の使用方法及び管理方法、危険・有害作業に対する労働災害防止対策、事故発生時における応急措置、事業場や作業場所ごとに定めたルールなどの徹底を図りましょう。